

令和2年10月1日

## 特例監理技術者配置について

建設業法の一部改正に伴う特例監理技術者の配置について以下のとおりとします。

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たしてください。
  - （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定と同じであること。
  - （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
  - （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
  - （5）特例監理技術者が兼務できる工事施工場所は、岡山市全域及び施工場所から概ね10km以内に該当する他の市町村内とする。
  - （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 契約後に監理技術者が特例監理技術者として兼務しようとする場合は、事前に本市監督員と協議を行うこととします。

また、特例監理技術者の兼務を要さなくなった場合も同様とします。
3. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項（6）～（8）の事項について、**施工計画書**に記載して下さい。内容によっては、特例監理技術者が認められない場合があるため、注意してください。
4. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切に**コリンズ(CORINS)**への登録を行うこととして下さい。